

「I. 安全で災害に強いまちをつくる」方針図



(1) 震災に強いまちとする

①防災生活圏を形成する

○大地震に伴う市街地火災の燃え広がりを抑え「震災に強く、逃げないですむ街づくり」を進めるため、周囲を幹線道路等の延焼遮断帯で囲まれた防災生活圏の形成をめざします。ただし、延焼遮断帯の整備は実質的に長期間を要するため、防災生活圏形成にあたり課題の多い地区から優先的に主要生活道路や緑道、鉄道敷、河川などを活用した延焼遅延帯の整備を進め、延焼遅延帯に囲まれたミニ防災生活圏を形成します。

②延焼遮断帯を整備する

- 延焼遮断帯を構成する都市計画道路の整備を東京都との連携を強化し、早期形成をめざします。また、沿道の不燃化を進めます。
- 延焼遅延帯を主に構成する主要生活道路の整備と、鉄道・河川・公園など延焼遅延効果を持つ空間のネットワーク形成を図ります。
- 台風や地震などによる災害時において、電柱倒壊による危険性や、倒壊した電柱による緊急車両の通行の阻害をなくすため、電線類の地中化などを進めます。

③防災生活圏内部の安全性を向上する

【面的な安全性の向上】

- 防災生活圏内部では、地区計画制度の活用や狭あい道路の拡幅整備などにより、地区の安全性を高めます。
- 建築物の耐震診断・耐震化を支援して区内の建築物の耐震化率の向上を図るとともに、震災時の火災などの危険性が高い地区等には、新たな防火規制区域の指定を拡大します。特に老朽木造住宅が密集している木造住宅密集地域では、防災街づくりの各種事業や東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトによる不燃化特区制度などを活用して、建築物の不燃化・耐震化の取り組みを強化します。
- 基盤が未整備で防災上課題のある地区では、個々の開発行為や建築行為に伴う基盤整備の誘導、地区計画制度などの活用による改善、土地区画整理事業を施行すべき区域の基盤整備などを進めます。また、市街地の新たな密集化を予防するため、農地や大規模敷地の土地利用転換にあたっては、防災に配慮した整備・開発を誘導します。
- 京王線各駅周辺地区などでは、新たに防災街づくりを進めます。

【身近な道路・公園の安全性の向上】

- 震災時に消防活動が困難とされる区域では、消防活動や避難を円滑にするため地先道路の整備を進め、行き止まり道路や狭あい道路を解消するとともに、防災性の向上に配慮した公園を配置します。

【建築物の耐震性の向上】

- 建築物の耐震診断の支援の充実や耐震改修の誘導、落下物による危険箇所の改善などを進めます。また、分譲マンションや民間指定建築物、その他防災上重要な建築物を重要建築物とし耐震化を進めます。

【防災設備の充実】

- 駅前広場、公園、区施設や公的住宅・集合住宅などの整備に合わせた防火水槽などの消防水利の整備を進め、消防署と連携し、震災時に必要な水量が不足している地域の解消に努めます。また、受水槽、河川などの新たな水利の有効活用や、災害時における飲料水等の確保、防災倉庫の設置などを進めます。
- 自主防災組織や消防団が水源として利用しやすい消火栓・排水栓や井戸、プールなどを活用するほか、水辺の再生に伴う親水空間の確保など災害時の水利として役立つ整備に努めます。

④避難時の安全性を向上する

【避難先の安全性の向上】

- 広域避難場所となる大規模な公園などについては、災害用トイレなど必要な設備等の整備を進めるとともに、避難場所としての機能を高めます。また、広域避難場所の拡張や新規指定および既存施設の充実のため、東京都との調整を進めます。
- 各種公共施設においては、避難や救援活動の場となる空地を確保するとともに、災害用トイレの整備など、防災の視点を取り込んだ整備および再整備を進めます。特に学校は、震災時には避難空間および避難生活の場となり、日常は児童・生徒を含めた地域住民の防災訓練や防災意識向上のための各種活動の場ともなります。このため、防災活動拠点と位置づけ各種防災施設を改善します。
- 震災時の区内滞留者や徒歩帰宅者の安全性を確保するために、駅周辺の混雑防止と安全な帰宅の支援という観点を反映し、公共施設の整備を進めます。

【避難経路の安全性の向上】

- 広域避難場所や官公庁施設・病院等の防災拠点へのアクセス路となる、道路や緑道などの整備・改修を進めます。また、震災時の避難を円滑に行うため、東京都が指定する緊急輸送道路のほかに、避難などに重要な道路の沿道の耐震化を進めます。
- 子育て世帯や高齢者、障害者、外国人なども含め、誰もが平常時と災害時に必要な情報が得られ適切な避難ができるよう、サイン等の整備を進めます。

⑤協働による防災街づくりを進める

- 街づくり条例による地区街づくり協議会や自主防災組織、消防団などと防災街づくりを進めます。
- 避難ルートของ安全性を高めるため、危険なブロック塀の補強および改善を進めます。また、地震発生時の揺れやすさや地域の危険度や災害時の帰宅支援に関する情報を、事前の備えに役立つよう提供します。

(2) 震災後はすみやかに復旧・復興に取り組む

①復旧に備える

- 震災後は、震災前の地域コミュニティを維持しながら住民の生活再建を進めつつ、本格的な市街地復興へ円滑に移行できるよう体制を整えるため、被災した市街地で復興までの数年間を過ごす仮設市街地が整備できるよう、用地等について事前の検討を行い、仮設市街地づくりの方針・計画の策定に努めます。
- 被災者の仮設住宅を確保するため、生産緑地などの農地や公園・緑地、空き家等などを活用します。また、被災者の食料を確保するため、都市農地を農産物の提供拠点とします。
- 震災時におけるがれき等による道路通行止めの抑制などのため、がれき仮置場の一層の確保に向けた検討を行います。

②復興に備える

- 震災後の復興に向けてすみやかな行動ができるよう、区民・専門家・職員等による復興訓練を実践的・継続的に進め、災害時の協力体制を構築します。また、震災後、迅速かつ計画的に復興ができるよう、あらかじめ震災後の都市づくりのあり方を示す復興街づくり基本方針を策定します。
- 震災後のすみやかな復旧・復興に資する地籍調査を進めます。

③地域のつながりを重視した復旧・復興街づくりの準備を行う

- 自主防災組織や消防団、防災ボランティアなどを活用し、地域コミュニティの形成・充実を図り、復旧・復興の街づくりの準備を行います。

④災害対策拠点

- 地域の防災に関する機能を備える区役所および各総合支所周辺地区を災害対策拠点とし、庁舎の災害対策機能の強化や防災および災害対策を踏まえた街づくりを進めます。

(3) 水害や土砂災害を抑制する

①下水道や河川への雨水の流出を抑える

- 雨水流出による下水道や河川の負担を軽減させるため、道路・公園などの公共施設は、雨水を一時的に貯留または分散的に浸透させる雨水流出抑制施設の設置を計画的に進めます。また、民間施設の建築時に、区民や事業者と協力し、敷地内への雨水流出抑制施設の設置を進めます。
- 過去の浸水状況などを踏まえて選定した豪雨対策モデル地区等をはじめとする分流式下水道区域では、雨水管の早期整備を進めます。また、浸水被害を軽減する家づくりを進めるため、道路より低い宅地の盛土や外壁の防水などの建築物の耐水化、排水ポンプ設置、止水版の設置などのほか、具体的な対策についての周知を図り啓発を行います。

②下水道の処理能力や河川の治水能力を高める

- 大規模水害や内水氾濫を防止するため、東京都や他区市と連携・協力し、野川や仙川などの河川や下水道の早期整備を進めるとともに、下水道の処理能力を高めるため、事業の進め方の見直しなどにより雨水管整備のスピードアップを図ります。

③がけや擁壁の安全性を高める

- がけや擁壁の安全性を高めるため、現況を把握し区民や事業者との情報共有を進め、土地所有者等による補修・修繕の誘導などを通じて、土砂災害の抑制に努めます。

(4) 日常の安全・安心を確保する

①まちの防犯能力を高める

- 道路や公園は、まちの防犯に配慮し夜間に安心して利用できるよう整備を進めます。また、住宅地等は空き巣などの犯罪を抑制するため、道路と敷地の間で視線が行きかうよう外構整備の工夫を進めます。
- 犯罪者が近づきにくく犯罪が起きにくいまちとするため、自主的防犯活動団体や地域防犯リーダーなどによる活動を支援します。また、不審者の出入りや放火など防犯上の不安のある老朽空き家は、所有者に改善を求めるなど安全対策を進めます。

②交通安全対策を進める

- 交通安全施設は、歩行者が安全に歩けるよう景観に配慮しつつ、すべり止め舗装やカーブミラー、防護柵、道路標識などを充実します。
- 通学路や商店街周辺の買物道路などは、警察との連携や地区住民との合意形成を図りながら、交通規制等による交通安全対策を進めます。
- 自転車利用者のルール・マナーの向上をはじめとし、自転車走行環境の整備など歩行者や自転車利用者の交通安全対策を進めます。

(5) 都市基盤を維持・更新する

- 道路・公園などの公共施設は適切に維持管理するとともに、災害時に機能発揮するよう老朽化の状況を踏まえた計画的な改修に努めます。また、上下水道、電気、ガス、通信などのライフラインについては、震災時において区民生活や救援・復旧等の活動への影響を最小限にとどめるよう、耐震化に向け、各企業者と連携を図ります。
- 今後一斉に老朽化が進む橋梁の安全性・信頼性を確保するため、適切な点検を進めるとともに、計画的な修繕・耐震化と架替えを進めます。

II. みどり豊かで住みやすいまちをつくる

～基本的な考え方～

- 環境共生都市世田谷の実現に向け、「世田谷みどり33」を進め、世田谷らしいみどりのみずを守り育て、量の確保とともに質の向上に努めます。また、農地保全や多様な生物が生息できる緑・水環境の創出を図ります。
- 新たに建築物の高さや敷地面積等の規制の導入を進め、より住みやすい住環境を確保します。
- 都市基盤整備事業を進める際や大規模敷地の転換の際は適正な土地利用に誘導します。
- 低炭素都市化への対応として環境に配慮した住環境を確保します。また、健康づくりに配慮した緑道整備などを進めます。

イメージ図

